議案第73号

京都府市町村職員退職手当組合規約の変更について

京都府市町村職員退職手当組合規約の変更を次のとおり行う。

よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和4年11月25日提出

向日市長 安田 守

京都府市町村職員退職手当組合規約の一部を改正する規約

京都府市町村職員退職手当組合規約(昭和37年京都府指令7地第1705号許可) の一部を次のように改正する。

(下線部分は改正部分)

行

改 正

別表 (第2条関係)

現

別表(第2条関係)

綾部市、宮津市、向日市、京田辺市、京丹後 市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、 井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町、 南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、国民 健康保険山城病院組合、木津川市精華町環境施 設組合、国民健康保険南丹病院組合、船井郡衛 生管理組合、与謝野町宮津市中学校組合、乙訓 環境衛生組合、相楽中部消防組合、乙訓福祉施 設事務組合、京都府市町村議会議員公務災害補 償等組合、相楽広域行政組合 、京都府自治会 館管理組合、乙訓消防組合、宮津与謝消防組合、 相楽東部広域連合

綾部市、宮津市、向日市、京田辺市、京丹後 市、南丹市、木津川市、大山崎町、久御山町、 井手町、宇治田原町、笠置町、和東町、精華町、 南山城村、京丹波町、伊根町、与謝野町、国民 健康保険山城病院組合、木津川市精華町環境施 設組合、国民健康保険南丹病院組合、船井郡衛 生管理組合、与謝野町宮津市中学校組合、乙訓 環境衛生組合、相楽中部消防組合、乙訓福祉施 設事務組合、京都府市町村議会議員公務災害補 償等組合、相楽郡広域事務組合、京都府自治会 館管理組合、乙訓消防組合、宮津与謝消防組合、 相楽東部広域連合

附則

この規約は、令和5年4月1日から施行する。